

鹿児島市議会 5月臨時会 報告

5月15日（木）第1回臨時会が開会され、市税条例改正と国民健康保険税条例改正に係る専決処分の議案2件、桜島学校新築に係る工事請負契約議案3件、市教育委員会勤務の指導主事の公務災害に伴う損害賠償額7960万円の補正予算議案1件、合計6件の議案が市長から提出されました。

党市議団を代表して、たてやま清隆市議が、5つの議案について個人質疑を行いましたので、その内容を要約して報告します。尚、専決処分された国民健康保険税条例改正議案については、大多数の国保世帯に負担増をもたらす議案であることから、採決では反対しました。

また当日は、各常任委員会の選出も行われ、党市議が所属する委員会が決まりました。

国保の法定軽減世帯が負担増となる専決処分に反対！

質問 本市の国保税の法定軽減の際の所得判定の基準改正と課税限度額の引上げが専決処分されているが、令和7年度、本市の国保税率が大幅に引上げられることによって、大多数の国保世帯が負担増となる。その影響の内容を示してください



【市民局長 答弁要旨】

一定の所得水準に応じて均等割・平等割が「7割軽減・5割軽減・2割軽減」される法定軽減制度の基準改正と、課税限度額の引上げを7年度に実施（表1）します。
新たに軽減の対象となる世帯数は、5割軽減308世帯、2割軽減362世帯となり、法定軽減の対象となる世帯数は、改正により4万3400世帯（57.5%）となります。
お触れの4人世帯の場合、7年度の国保税率及び基準改正を適用した税額は、46万5400円であり、6年度と比較して、1万3900円の負担増（表2）となりますが、ご理解をいただけるように努めてまいります。
課税限度額を引上げることによって、基礎課税額（66万円）は795世帯、後期高齢者支援金等課税額（24万円）は738世帯が新たな対象世帯となり、その影響額（負担増）は合計2162万8千円となります。
被保険者の皆さまの負担が増えることについては、ご理解いただけるよう、引続き、丁寧な説明等に努めてまいります。

表1：法定軽減制度と課税限度額の改正内容

	区分	令和6年度（軽減判定所得の基準）	令和7年度改正（赤字部分）
法定軽減税率	2割軽減	43万円＋（54万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋（56万円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
	5割軽減	43万円＋（29万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋（30万5千円×被保険者数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
	7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）	改正なし
課税限度額		①基礎課税額 65万円 ②後期高齢者支援金等課税額 24万円 ③介護納付金課税額 17万円	①基礎課税額 66万円 ②後期高齢者支援金等課税額 26万円 ③介護納付金課税額 改正なし

表2：2割軽減の対象となる「親子4人世帯（給与所得267万円）」の場合の国保税

	令和6年度税率		令和7年度税率	B-A
	2割軽減を適用しないA	2割軽減を適用するC	2割軽減を適用するB	1万3900円の負担増
国保税額	451,500円	419,400円	465,400円	

（注）夫43歳・給与所得267万円、妻42歳・無職、小学生1人、中学生1人の4人世帯
（注）7年度の税率引上げが無ければ、この世帯は、3万2100円（C-A）の負担軽減になる予定でした。

質問 入札不調が続いた桜島学校新築工事へのこれまでの対応と今回の契約締結の要因及び今後の工事スケジュールを示してください

【教育長 答弁要旨】

過去2回の入札不調をふまえ、設計単価の見直しや技術員、作業員の確保等のため、工期を5か月延長するとともに、工区を1つにするなどの対応により落札されたものとする。今後の工事スケジュールは、議決後、速やかに本契約を締結し、5月末に着工、9年2月に竣工、4月からの供用開始を予定している。

桜島学校新築の工事概要

- 1）第3号議案（本体工事）
43億9450万円
- 2）第4号議案（電気設備2工区）
3億250万円
- 3）第5号議案（電気設備1工区）
2億7390万円
- 4）その他（給排水衛生設備、空調設備）
10億3777万4千円

質問 市教育委員会勤務の指導主事（原告）の公務災害の経緯と要因、今後の再発防止対策、及び今回の事案を教訓にした「教職員の働き方改革」の推進に対する見解を示してください

【教育長 答弁要旨】

令和2年7月、校内研修中に脳出血で倒れた指導主事（原告）の事案は、申請により、公務災害として認定され、令和5年10月に、本市の安全配慮義務の懈怠（けたい）等として損害賠償請求訴訟が提起され、本年4月、仮和解が締結された。原告の発症前の30日間の時間外勤務は、自宅作業も含めて138時間45分であり、その要因は、通常業務に加えて、コロナ禍による対応や市議会関係資料の作成等によるものです。公務災害が発生した当時、当該課指導主事の時間外勤務の平均は約75時間であったが、6年度は約44時間です。現在、教育の質を確保しながら、職員を増員し、ICTを活用した業務の見直し等による時間外勤務の縮減や効率化を図っています。
今回の案件をふまえ、「市立学校における業務改善アクションプラン」に基づき、教職員の心身の健康の維持・増進を図ってまいります。

厚生労働省の過労死認定基準

- ①発症1か月前の時間外勤務が100時間超
- ②発症2～6か月の平均時間外勤務が80時間超



2025年度の所属委員会

園山えり議員
市民文教委員会



大園たつや議員
防災福祉子ども委員会
議会運営委員会



たてやま清隆議員
総務環境委員会
桜島爆発対策特別委員会



6月議会 主な会期日程案

- 10日（火） 本会議 提案理由説明
- 11日（水） 議会運営委員会
〔個人質疑通告締切〕
- 16日（月） 本会議 個人質疑
- 17日（火） 本会議 個人質疑
- 18日（水） 本会議 個人質疑、委員会付託
- 19日（木） 常任委員会開会 〔請願・陳情締切〕
- 24日（火） 議会運営委員会
- 26日（木） 最終本会議 委員長報告、議決
※ 会期日程は変更になることがあります。

6月議会が、6月3日に告示、10日に招集されます。個人質疑の詳細など次号でお知らせします。